

**家庭ごみ有料化制度  
(見直し案)**

**平成29年10月**

**大分市清掃事業審議会**



～ 目 次 ～

1. 家庭ごみ有料化について……………	3
(1) 家庭ごみ有料化とは	
(2) 家庭ごみ有料化の目的	
(3) 家庭ごみ有料化制度の検証・検討について	
2. 家庭ごみ有料化の制度内容について……………	4
(1) 対象となるごみ	
(2) 指定ごみ袋の種類と手数料の額	
(3) 負担軽減措置	
3. 手数料収入と収入の使途について……………	8
(1) 手数料収入	
(2) 収入の使途	
4. 不法投棄対策、不適正排出対策、野外焼却対策について……………	12

# 1. 家庭ごみ有料化について

## (1) 家庭ごみ有料化とは

家庭ごみ有料化とは、家庭からごみを出す際に、市が指定する有料のごみ袋等を使用することにより、ごみを出す量に応じて、その処理費用の一部を負担していただくものです。

## (2) 家庭ごみ有料化の目的

### 家庭ごみの減量とリサイクルの推進

ごみを出すことにより費用の負担が生じるため、ごみを減らすことによる経済的なメリットを実感しやすくなり、ごみ減量・リサイクルに取り組もうとする意欲が高まることが期待できます。

また、「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」の中に含まれているリサイクルできる紙類などの「資源物」が正しく分別され、ごみの排出量は減少します。

さらに、ごみの処理量が減少することにより、収集部門においては、経費の削減が図られ、処分部門においては、消耗品費、燃料費、水道料、飛灰処理や清掃工場の運転管理委託に要する経費の縮減や、焼却後に発生する焼却灰等の排出量を削減でき、最終処分場の延命化が図られます。

併せて、家庭ごみ有料化によって得られた手数料収入を有効に活用することにより、現行施策の拡充や、ごみ処理施設の整備等も可能となり、持続性のあるごみ減量・リサイクルの展開が図られます。

### ごみ処理に係る費用負担の公平性の確保

ごみの排出量に応じた費用の負担が生じることにより、ごみ減量・リサイクルに積極的に取り組んだ場合と、取り組まなかった場合とで経済的な負担に差が生じ、費用負担の公平性が図られます。

## (3) 家庭ごみ有料化制度の検証・検討について

本市では、平成26年11月に家庭ごみ有料化制度を実施してから、毎年検証を行っています。

なお、「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」において、施行後3年ごとに、制度の継続の可否や改善について総合的に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしています。

## 2. 家庭ごみ有料化の制度内容について

### (1) 対象となるごみ

「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」

家庭ごみ有料化の対象となるごみは、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」です。「資源物」、「危険物等」は分別を促進するため対象外とし、「剪定枝」、「落ち葉」、「草花」は緑化を推進する観点から、「ボランティアごみ」はボランティア活動を支援するため、対象外とします（表－1 参照）。

ただし、「ボランティアごみ」は、地域美化活動に伴うものでボランティア専用袋を使用したもの、もしくは市に収集を依頼したものとします。

なお、大型・粗大ごみの戸別収集については、従来どおり有料とします。

**表－1** 家庭ごみ有料化の対象範囲

区分	品目	排出方法
対象となるごみ	燃やせるごみ	指定ごみ袋(黄色)を使用し、決められた収集日に出してください。
	燃やせないごみ	
対象外	資源物 缶、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装(資源プラ) 新聞類・その他紙類、布類	4.5リットル以内の透明・半透明の袋に入れて決められた収集日に出してください。
	危険物等 スプレー缶類、ライター類、蛍光管・電球・水銀体温計、乾電池	
	剪定枝	4.5リットル以内の透明・半透明の袋に入れて「燃やせるごみ」の収集日に出してください。
	落ち葉	
	草花	
ボランティアごみ	ボランティア専用袋(青色)に入れて、ごみの種類に応じた収集日に出してください。 ※事前に市へ収集を依頼した場合は、ボランティア専用袋ではなく、透明又は半透明の袋によりごみを出すことができます。	

## 地域美化活動に伴うボランティアごみに対する支援策

地域美化活動に伴うボランティアごみについては、市民の皆様の活動の妨げとならないよう、ボランティア専用袋（青色、10リットル・20リットル・45リットル）の支給等による支援措置を行います。

### 個人、団体による地域美化活動に伴うもの

**対象**：道路、公園、河川等の公共施設のボランティア清掃を行う個人、自治会等の団体

**支援方法**：①ボランティアでごみ拾いを行っている個人又は団体の方からの申請により、ボランティア専用袋を支給します。

○きれいにしようえおいた推進事業

団体の活動状況に応じ、必要な枚数のボランティア専用袋を支給。

○ごみ拾いパートナー登録制度

個人または団体に対し、1人1月につき原則10枚のボランティア専用袋を交付。（団体の場合は1月上限100枚）

1回の交付枚数は6月分まで。

②自治会等の団体が一斉清掃を行う場合は、事前に清掃業務課（東部・西部清掃事業所を含む）へ収集を依頼してください。その場合は、ボランティア専用袋ではなく、透明又は半透明の袋によりごみを出すことができます。

**排出方法**：少量の場合はごみステーション（ボランティア専用袋を使用）

多量の場合は清掃業務課（東部・西部清掃事業所を含む）へ収集を依頼してください。

### ごみステーションの管理に伴うもの

**対象**：ボランティアで、ごみステーションの清掃を行う自治会


**支援方法**：自治会に対し、ボランティア専用袋を支給します。

**排出方法**：当該ごみの種類の収集日にごみステーションに出してください。



(2) 指定ごみ袋の種類と手数料の額

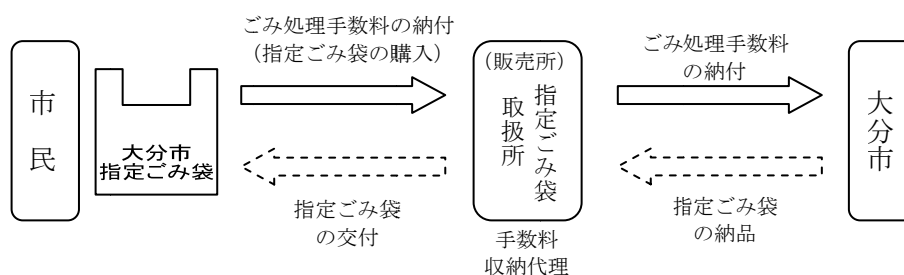
表-2 指定ごみ袋の種類と手数料の額（販売価格）

種類	大袋	中袋	小袋	特小袋	ミニ袋
容量	45リットル相当	30リットル相当	20リットル相当	10リットル相当	5リットル相当
販売価格 (10枚入)	315円	210円	140円	70円	35円
1枚あたり	31.5円	21円	14円	7円	3.5円
外観					
厚さ (mm)	0.035	0.035	0.030	0.030	0.030

- ※1 指定ごみ袋は、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の兼用袋です。
- ※2 指定ごみ袋取扱所（販売所）ではすべてのサイズを10枚1組として販売します。
- ※3 指定ごみ袋の価格はすべての指定ごみ袋取扱所（販売所）で同じです。
- ※4 指定ごみ袋はイベント等での景品として使用することはできません。

○手数料の徴収方法（指定ごみ袋方式）

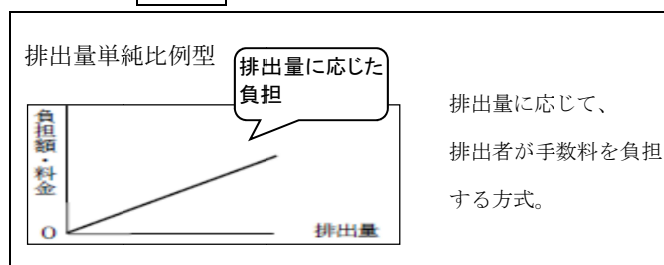
図-1 手数料徴収方法



※小売店等を対象に「大分市指定ごみ袋取扱所」（販売所）を指定。

○手数料の料金体系（排出量単純比例型） 1リットルあたり 0.7円

図-2 排出量単純比例型



### (3) 負担軽減措置

家庭ごみ有料化に伴う負担軽減措置として要件を満たす対象者に、一定枚数の指定ごみ袋を交付します。負担軽減措置の対象と交付する袋の種類・枚数は次のとおりです。

(表-3 参照)

【申請】大分市の給付事業等を利用されている方など、市で把握できる方については申請不要。表-3の            の対象者は減免申請により決定。

【交付】1年分をまとめて配達。

(3歳未満の乳幼児は出生届提出時に10枚を窓口交付。残りの3歳誕生日までの分240枚をまとめて配達)

【袋の種類】ごみ減量の観点から小さいサイズに限り変更可。(希望者)

**表-3 負担軽減措置の対象**

(基準日 毎年11月1日)

	対象	交付する袋の種類・枚数
	・3歳未満の乳幼児を養育する方	1人につき3歳誕生日まで 最大250枚 (小袋 20リットル)
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">                     ・配偶者からの暴力を理由に避難している方                      ・本市住民登録がない方(里帰り等)                 </div>	※里帰り等は滞在月数分を窓口交付
紙おむつ	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">                     ・常時紙おむつを使用している身体障がい児                      又は知的障がい児を養育する方                      (身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A1                      又はA2に限る)                 </div>	1人につき3歳誕生日まで 最大300枚 (小袋 20リットル) ※枚数は現行と変更なし
ストマ用装具	・大分市おむつ等介護用品購入費助成事業による紙おむつ等の購入費の助成を受けている方 ・大分市家族介護用品支給事業による紙おむつ等の支給を受けている方 <b>【担当課：長寿福祉課】</b>	1人につき 年間最大100枚 (小袋 20リットル)
腹膜透析	・医師から常時紙おむつを使用する必要があると診断された方(上記事業に該当しない)	
	・大分市日常生活用具給付事業のうち、排泄管理支援用具(ストマ用装具、紙おむつ等)の給付を受けている身体障がい者及び知的障がい者の方 <b>【担当課：障害福祉課】</b>	
	・常時ストマ用装具を使用する方(上記事業に該当しない) ・常時腹膜透析を実施する方	
生活保護受給世帯	・生活保護法による生活扶助を受けている方	年間最大60枚 2人以下の世帯 小袋 20リットル 3人以上の世帯 中袋 30リットル

※大分市に居住する対象者で「在宅」に限ります。

※基準日以降に対象となった場合は、月数で案分した枚数となります。



### 3. 手数料収入と収入の用途について

#### (1) 手数料収入

家庭ごみ有料化による手数料収入は一年間で約4億6千9百万円（平成29年度予算）が見込まれます

#### (2) 収入の用途

家庭ごみ有料化によって得られた収入は、制度の実施に伴う経費のほか、さらなるごみ減量・リサイクル施策の推進に活用します。

さらに、ごみ減量リサイクル施策の拠点であるリサイクルプラザや清掃工場の整備に要する経費に充てるため、廃棄物処理施設整備基金へ積み立てます。

なお、収入の用途は、毎年度ホームページなどを通じて公表します。

**表-4** ごみ処理経費と収入の用途

決算	ごみ処理経費 (総額)	内、ごみ減量・リサイクルの推進経費	項目別内訳		有料化収入	用途充当額	
			①有料化事務費	②基金		③ごみ減量・リサイクル事業	①有料化事務費
平成29年度 (予算)	約68億円	16億3,644万円	2億7,886万円		4億6,900万円	2億7,886万円	
			9,500万円			9,500万円	
			12億6,258万円			9,514万円	

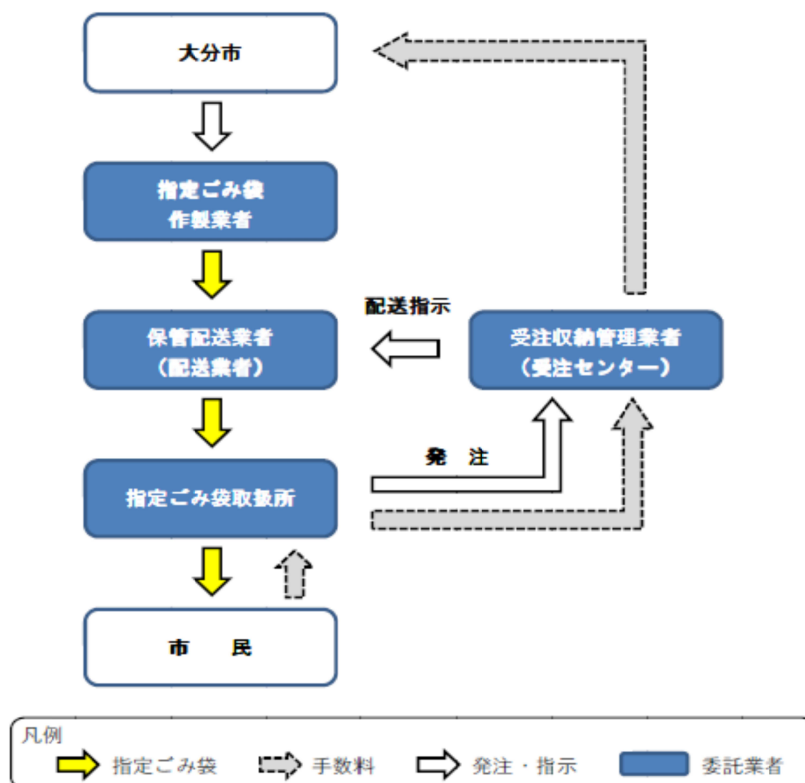
うち③ごみ減量・リサイクル事業の内訳

事業名	29年度予算額	用途充当額
ごみステーション設置等補助金	1,250万円	1,250万円
クリーン推進員活動関連事業	1,131万円	1,131万円
ごみ減量・リサイクル啓発事業	1,244万円	1,244万円
生ごみ減量化促進事業	1,642万円	1,642万円
有価物集団回収運動促進事業	3,448万円	3,448万円
その他のごみ減量・リサイクル事業	11億7,543万円	799万円
計	12億6,258万円	9,514万円

#### ① 家庭ごみ有料化に伴う事務費

家庭ごみ有料化に伴う事務費は、指定ごみ袋作製等業務、指定ごみ袋の保管配送業務、受注収納管理業務、指定ごみ袋取扱所への手数料徴収業務等、それぞれ委託している業務にかかる経費や負担軽減措置に関する経費です。

図-3 大分市における有料化制度 事務の流れ



## ② ごみ処理施設整備基金への積み立て

**基金への積立額は、家庭ごみ有料化の手数料収入から家庭ごみ有料化に伴う事務費を差し引いた概ね2分の1**

平成26年3月に、ごみ処理施設の整備に要する経費に充てるための「大分市廃棄物処理施設整備基金」を設置しています。基金として手数料収入の一部を積み立てることにより、持続あるごみ減量・リサイクル施策の展開及び将来にわたる廃棄物の安定的な処理を確保することとします。

## ③ ごみ減量・リサイクルの推進に関する経費

本市におけるごみ減量・リサイクルの推進には、分別収集に係る経費やリサイクルプラザの維持管理費も含め、1年間で16億3,644万円（平成29年度予算）の経費がかかります。

家庭ごみ有料化による収入は、このうち、制度導入の際に新たに作られた、または拡充した以下の事業に重点的に充てることとします。

○ ごみステーション設置等補助事業

家庭ごみ有料化制度に伴い新たに実施した事業であり、自治会が管理するごみステーションの整備に係る経費に対し、自治会に補助する制度。

**表－５** ごみステーション設置等補助事業

	補助率・補助限度額等	申請条件
設置（購入費・工事費） 改修等（改修費・修理費）	<b>【補助率】</b> 3分の2（※） ※大分市域内過疎対策 事業対象地域においては 5分の4  <b>【補助限度額】</b> 設置 120,000円 改修等 50,000円	自治会が管理するステーション数の2分の1以内 再度の申請は設置10年、改修等5年経過後  移動可能な箱物ステーションも対象とする（条件あり）
被せネット 又はシートの購入	<b>【補助限度額】</b> 3,500円	自治会が管理するステーション数の3分の1以内
被せネットの支給	現物支給	

○ クリーン推進員活動関連事業

家庭ごみ有料化制度に伴い新たに実施した、クリーン推進員の積極的な活動を支援するため校区ごとに開催する研修会や意見交換会等を行う際の諸経費等に対し補助するクリーン推進員校区連絡会議運営費補助事業等。

※クリーン推進員

清掃事業の円滑な運営を図るため自治会ごとに1名設置。世帯数が多い自治会は、過度な負担が生じないように2名の設置が可能。2年の任期で、市長からの委嘱により、地域における「ごみの出し方」「不法投棄の防止」「まちの美化対策」の指導などの活動をしている。

**表－６** クリーン推進員関連事業

	概要
クリーン推進員設置	<b>【設置基準】</b> 自治会ごとに1名 概ね500世帯以上の自治会は2名の設置が可能 <b>【報償金】</b> 前期と後期の2回に分け各期の活動に対し支給 （1月あたり1,000円）
校区連絡会議運営費補助	<b>【補助対象経費】</b> 消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、使用料 <b>【補助限度額】</b> 校区連絡会議を構成するクリーン推進員の人数に 1,000円を乗じて得た額

○ **ごみ減量・リサイクル啓発事業**

ごみ減量・リサイクルを推進するための啓発の取組みとして、地域や老人会等を対象としたごみ分別やリサイクルの説明を行うごみ減量・リサイクル推進懇談会、将来を担う子どもたちを対象としたパッカー車を使った体験環境学習のほか、広報紙やイベントにおける啓発、また、ごみステーションにおける啓発看板の作製等。

**表-7** **ごみ減量・リサイクル啓発経費**

	概要
広報紙リサイクルおおいた	全戸配布（年2回）
家庭ごみ分別事典	転入者・希望者用（随時）
ごみステーションの啓発看板	随時
ごみ減量・リサイクル推進懇談会	市民対象のごみの分別やリサイクルについての説明会
パッカー車を活用した体験環境学習	子ども対象の学校や公民館等での体験型の環境学習
各種イベントにおける周知啓発	環境展、食と暮らしの祭典、おもちゃの交換会等

○ **生ごみ減量化促進事業**

家庭ごみの燃やせるごみの約半分を占める生ごみの減量化を促進するための各事業。生ごみを堆肥化するコンポスト容器等の貸与事業や、容器を上手に使っていただくための生ごみ処理容器普及講習会、家庭ごみ有料化制度に伴い補助限度額の引き上げを行った、生ごみ処理機器購入に対する補助事業等。

生ごみに多く含まれる食品ロスや水分の削減を図るため、3きり運動(使いきり・食べきり・水きり)の周知啓発事業を展開。

**表-8** **生ごみ減量化促進事業**

	概要
生ごみ処理容器 (コンポスト・ボカシ) 貸与	5年度間 無償貸与
段ボールコンポスト 支給	1度の申請で4セットまで支給（段ボール・基材等）
生ごみ処理容器普及講習会	コンポストやボカシ容器を上手に使用している市民を講師とした講習会の開催
生ごみ処理機器購入 補助	【補助率】 2分の1 【補助限度額】 電動式 30,000円 非電動式 15,000円
3きり運動推進	3きり運動(使いきり・食べきり・水きり)の各家庭での取り組みを推進するための周知啓発

○ 有価物集団回収運動促進事業

地域におけるごみ分別・資源化の推進や地域コミュニティ活性化に寄与する有価物集団回収運動登録団体の活動実績に応じて報償金を交付する事業。家庭ごみ有料化制度に伴い回収量単価の引き上げや報償金の対象品を増やし、団体の活動充実を図る。

**表－９ 有価物集団回収運動促進事業**

	概要
有価物集団回収事業 報償金交付	①活動実施月数に3,000円を乗じて得た額 ②品目ごとの回収量に応じ単価を乗じて得た額 紙類・布類 回収量1キログラムにつき5円 廃食用油 回収量1リットルにつき10円 スチール缶・アルミ缶 回収量1キログラムにつき5円
活動団体への支援	リヤカー、ブルーシート等の物品貸与・支給

#### 4. 不法投棄対策、不適正排出対策、野外焼却対策について

家庭ごみ有料化の実施による、新たな「不法投棄」、「不適正排出（ルール違反）」、「野外焼却」が生じないよう啓発活動等の充実を図ります。

##### ①不法投棄対策

不法投棄を未然に防止するため、山間部など不法投棄されやすい場所への監視カメラの設置やパトロール活動を継続的に実施します。

また、きれいにしょうえおいた推進事業の登録団体のパトロール活動を通じて、市民と行政とが協働して監視等を行い不法投棄の未然防止に努めます。

##### ②不適正排出（ルール違反）対策

清掃指導員の校区担当制を全事業所で実施することで、自治委員やクリーン推進員との連携を強化します。ごみステーションの早朝啓発活動を毎月実施するなどごみの排出時におけるルールの周知徹底に努めるとともに、ルール違反ごみを発見した場合は排出者の調査を行い、特定できた場合は排出者に対して指導を行います。

また、不適正排出が続発するようなごみステーションについては、啓発看板を設置するなど重点的に指導啓発を行います。

##### ③野外焼却対策

野外焼却を防止するため、市報やホームページでの周知啓発やパトロール活動による監視体制の充実を図るとともに、市民からの野外焼却の通報があれば、職員が現場へ向かい、焼却行為者の特定や指導等を行います。